

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回ひたちなか市障害者自立支援協議会	
開 催 日 時	午後1時30分から 令和5年7月20日(木)	午後3時00分まで
開 催 場 所	基幹相談支援センター研修室	
出 席 者	委員(者)氏名	<p>ひたちなか市視覚障害者福祉協会会長 皆川 嘉彦</p> <p>ひたちなか市聴覚障害者協会副会長 富川 己幸希</p> <p>ひたちなか市地域家族会副会長 清水 俊雄</p> <p>ひたちなか市障害児者育成会副会長 石津 守代</p> <p>社会福祉法人はまぎくの会理事長 有阪 加奈子</p> <p>特定非営利活動法人生活支援ネットワークこもれび副理事長 榎田 美紀子</p> <p>社会福祉法人オークル・ウェルフェア障害者支援施設オックスヴィレッジ施設長 鹿志村 浩史</p> <p>社会福祉法人北養会就労支援センター北勝園みなと館サービス管理責任者 谷田部 敬司</p> <p>社会福祉法人勇成会障がい者サポートセンターなの花施設長 岡野 益寿美</p> <p>社会福祉法人町にくらす会主任 大友 智美</p> <p>一般社団法人ひたちなか市医師会常任理事 小松 史</p> <p>ひたちなか市社会福祉協議会生きがい福祉課課長 石崎 清頭</p> <p>ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会部会長 浅野 悦子</p> <p>ひたちなか市保健福祉部部長 大和田 征宏</p>
	専門部会長職氏名	ひたちなか市障害者自立支援協議会相談支援部会長 黒田 卓
	関連機関職員職氏名	基幹相談支援センター相談支援専門員 宗像 久美子
	担当部課職員職氏名	<p>保健福祉部福祉事務所障害福祉課 課長 中村 泰久</p> <p>課長補佐 中川 泰行</p> <p>係長 竹原 可奈恵</p>
会 議 次 第 及 び 会 議 の 公開又は非公開の別	<p>1 開会</p> <p>2 議事【公開】</p> <p>(1) 会長選出について</p> <p>(2) 幹事会(運営会議)の役割について</p> <p>(3) 相談支援部会の活動報告について</p> <p>(4) 防災専門部会の活動報告について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>	
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)		
傍 聴 者 の 数	0人	

<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度第1回ひたちなか市障害者自立支援協議会次第 ・ひたちなか市障害者自立支援協議会名簿 ・議案(2) 幹事会(運営会議)の設置について ・議案(3) 相談支援部会の活動報告について ・議案(4) 防災専門部会の活動報告について ・協定福祉避難所について【資料1】
<p>会議録の作成方法</p>	<p>要約筆記</p>
<p>その他</p>	
<p>審議内容(発言者, 発言内容, 審議経過, 決定事項等)</p>	
<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 会長選出について</p> <p>一般社団法人ひたちなか市医師会の小松委員が選出された。また、職務代理者として、ひたちなか市の大和田委員が指名された。</p> <p>(2) 幹事会(運営会議)の設置について</p> <p>事務局より概要説明が行われた。【議案(2) 幹事会(運営会議)の設置について】</p> <p>主な意見としては次のとおり。</p> <p>【小松会長】今、事務局から説明がありましたが、幹事会(運営会議)の設置について、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。私から一つだけ、この協議会が初めてなので基幹相談支援センターの役割について教えていただけますか。</p> <p>【事務局】この基幹相談支援センターの役割としましては、地域の相談支援事業所の相談支援専門員の研修の場であり、各種研修会、スキルアップ講習会の開催、あと地域の権利擁護に関する講習会の開催を行います。あとは、地域の相談支援事業所が抱えている困難ケースについて、基幹相談支援センターに集約して、解決に向けて一緒に考えていきます。あとは、こういった情報を自立支援協議会にも情報集約していくなど市の中心的な役割を担う相談支援事業を行うものでございます。</p> <p>【清水委員】この情報の提供というところで、幹事会と基幹相談支援センターの具体的な情報提供の共有の仕方とはどんな風に考えていますか。</p> <p>【事務局】基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業所の集まりを開いておりまして、そういった場で各事業所が抱えている困難なケースについて、基幹相談支援センターにいる相談支援専門員、市が関わりながら共有していくというようなものでございます。</p> <p>【榎田委員】今年度より障害者自立支援協議会の支援体制が変わったということで、今回の提案であると思うのですが、基幹相談支援センター、普段の3層の構造で相談支援体制をきちんと作っていきこうという昨年度の終わりの段階で話があったと思いますが、2層目の段階のところについては、どのような形で今回の組織案に表現されているのでしょうか。</p> <p>【事務局】榎田委員からお話がありました2層目ということで、これは、市の委託または補助をしている4事業所がございまして、こちらとの関わりと言うことでございますけれども、具体的には、この幹事会</p>	

については、当然、市だけでは難しいので、そちらの2層目のところを中心に考えられたらということでも今のところ事務局としては考えております。委員の皆様においては、構成員に関しては、色々なご意見があると思いますのでよろしくお願いいたします。

【**榎田委員**】市民の皆さんにすでに基幹相談支援センターという構成ができたと公表されており、その中で、しっかりと役割分担をしていこうということで、本当にきちんとした体制ができれば、市民の皆さんの相談を受けることができる、そこから課題を生み出すことができるということで基幹相談支援センターを作るという形になったと思うので、そのあたりの仕組みが明確化していかないとこの幹事会を作る意味も無いかもしれないし、協議会にどのように繋いでいくかが難しいと思いました。

【**石崎委員**】幹事会の構成員としては、部会長、基幹相談支援センター、2層目の相談支援事業所、市が入るという認識でよろしいですか。

【**事務局**】今、お話いただきました2層目の相談支援事業所と今後構成員を決めていくことになると思いますが、その際には、各部会、相談支援部会と防災専門部会がございますので、部会のほうにも諮って構成員を決めていけたらと、いずれにしても、これからどういう構成員がこの幹事会に入るのかというところは検討事項となりますので、委員の皆様ならびに各部会の皆様に確認していきながら、幹事会を作っていこうといったものになると思います。

【**榎田委員**】長く委員をさせていただいていると、事務局の説明だけで、相談支援の体制に関する説明の資料が無ければ、おそらく初めて協議会に参加する人には非常に伝わりにくいと思うので、可能であれば今後、相談支援の体制に関する資料についても市役所の方から付けていただけると良いと思います。

【**事務局**】大変申し訳ございませんでした。次回、わかりやすい資料の提供に努めて参りたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

【**小松会長**】貴重なご意見ありがとうございました。それでは、議事（2）について承認を執りたいと思います。議事（2）「幹事会（運営会議）の設置について」事務局案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。事務局は、幹事会を設置し、今後構成員を考えていきたいということでよろしいですか。

【**事務局**】はい

【**小松会長**】具体的には、これからというところもあるかと思いますが、ここで執らせていただきたいと思っております。それでは承認ということで、よろしくお願いいたします。議事（2）幹事会の設置につきましては、以上とさせていただきます。

（3）相談支援部会の活動報告について

黒田部会長より概要説明が行われた。【議案（3）相談支援部会の活動報告について】

主な意見としては次のとおり。

【**小松会長**】只今、黒田部会長からご説明いただきましたが、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。皆川委員、何かありましたらお願いします。

【**皆川委員**】障害者の利用する側からの質問ですが、視覚障害者のホームヘルパー派遣業務についての相談で、急に視力が無くなった方で、まだ障害者手帳をもらっていないので生活をどうしようかと悩んでいるけれど、その相談をどこにして良いのか分からないのですが、市役所では、まだ障害者手帳を交付されていないので相談に行きづらい、それから、地域の民生委員が協力してくださっているのですが、や

はり、私も障害者手帳をもらっていないことが引っかけ、相談をどこに持って行けば良いのかが分かりません。こういう場合に、相談支援事業所の障害者担当の方に障害者手帳を持っていない方の相談について、話を持って行って良いのかを知りたいです。

【小松会長】まず、障害者手帳を受けてない方で支援が必要な方の相談に対する対応についてはいかがでしょうか。

【事務局】手帳等を持ってない方、目が見えない方については、市役所で相談を受けます。また、市の委託の中で一般相談として障害児者相談支援センター4事業所で障害者手帳の有無に関係なく、始めの相談として相談することができます。

【石津委員】同じく、利用する側からの質問なのですが、相談支援、私たち利用する側は、皆川さんと同じようにどこに相談して良いのかというと、基幹相談支援センターがあって割り振ってくれると思っていました。基幹相談支援センターに相談すれば、その方に合う相談事業所等に振り分けていただけたと思っていました。私たちが相談したい時、事業所に通っていない場合など、どこに相談すれば良いのかが分からないので、はっきり分かる相談先の一覧などがあると有難いです。

【事務局】昨年の相談支援部会の方でも榎田委員からも先ほど話がありましたとおり、障害児者相談支援センターということで、今まで分かりづらい部分があり、最初の相談を担う窓口は分かりやすくしようと、こもればさん、はまぎくの会さん、社協さん、町にくらす会さんの4事業所が相談を受け、そこから相談支援事業所に繋げていく仕組みを作り、市のハンドブックにおいても掲載はしておりますが、何も分からない場合、見つけづらい部分が多々あると思いますので、分かりやすい情報提供について、今後、市において検討してまいります。

【富川委員】先ほど皆川さんがおっしゃったように、同じような内容ですが、私も少し引っかかる場所があります。盲聾者、視覚障害者に対する事業所はあると思いますが、聞こえない人、聴覚障害者に対する相談支援所、例えば、ホームヘルパー等はあると思いますが、聴覚障害者に対する支援が無いと思います。そのあたりをはっきりと提示してもらいたいと思います。どこで支援をしているのか、そこがあれば、そこに行けば分かってもらえるのか、そうすれば相談に行けると思うのです。詳しく具体的に聴覚障害の支援を行っているところの名前を挙げてほしいです。

【事務局】障害別の大枠においては、身体・知的・精神といったところで役割分担はしておりますが、さらに、細かい視覚、聴覚の個別の障害について明確にというご意見については、各事業所と相談させていただいて、分かりやすい情報提供というところで検討事項として受け止めてまいります。

【清水委員】私は、家族会ということで、精神障害を持つ当事者家族の配慮、色々な話を聴いています。今日の話も聴いていて、何かが起こった時に当事者家族がどこに相談すれば良いのかという情報も大切であり、相談員とは別に、家族会では、実体験を一つのノウハウとして相談に対応しています。家族会の意義として、基幹相談支援センター等の機能と繋がりを持ち、社会福祉及び障害者福祉に貢献したいと考えております。

【小松会長】実体験をうまくこれからの障害者支援に繋げていくというのは、非常に大事であると思いますので、この協議会や部会で意見を出していただいて、うまく活用していただければと思います。

【事務局】事務局の方から、今清水委員から話がありました内容について、昨年度から相談支援部会を始め、障害者自立支援協議会においても、基幹相談支援センターを作るにあたって、そういった声をいただ

きながら進めてきた経緯がございます。基幹相談支援センターが、今年度から始まりましたが、そこを中心として、皆様からのご意見を受け止めながら、今後は、突発的に症状が変わった場合等の色々なご意見はあると思いますが、そういったものに対応すべく、今後の地域生活支援拠点の整備をどうしていくかについても検討段階であります。本日の意見を参考にしながら、市としてもよりよいものを作っていきたいと考えております。

【小松会長】 それでは、議事（3）相談支援部会の活動報告につきましては、以上とさせていただきます。

（4）防災専門部会の活動報告について

有阪委員（防災部会長）より概要説明が行われた。【資料2, 3】

主な意見としては次のとおり。

【小松会長】 只今、有阪委員からご説明をいただきましたけれども、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。皆川委員に、障害者当事者として、災害時に不安を感じることに、このような支援があればという意見がございましたらお願いいたします。

【皆川委員】 視覚障害に関して言いますと、体育館など広いところの環境確認が非常に難しいということと、それから、視覚に障害があるために周りの方への配慮、こちらが配慮をしなければなりません。例えば、目が見えないために、小さい子を踏んでしまったり、ぶつかってしまうとか、それからトイレに行く場合も迷った時には、周りの方に手を借りる必要があり、接触というものもあるので、どちらかと言うと、視覚障害者は自分の家から出たくないというのが正直なところです。東日本大震災の時には、自宅にいて、民生委員の方とか、あとは、社協からもお電話いただいたのは電気が通ってからでしたので、電気が通っていなかった間は、隣近所の方というよりは、自分たちで何とかしていました。視覚障害に関して言えば、時間が空いたら声をかけてもらえばいいです。他の障害の方達と違うのは、知っている範囲でないと動けないのです。また、視覚障害者の集まりでも、災害時に避難所には行きたくなかった、言われたから行った、何も支援を受けられなかったなど、結局、自分の家にいた方が良いという感想が多くありました。

【清水委員】 災害時に家から出づらいつい言うのは、精神障害にも同じことが言えます。精神障害でも一人で暮らしている方もいらっしゃいますが、やはり家を出づらいついと思います。東日本大震災のような災害が起きた時に、障害を持つ方はすぐに動けないのが実情です。一方、ヘルパーではないけれど、障害者本人が家を出たくないという時に、具体的にどうケアするか、手助けできるかを考えていく必要性を強く感じました。

【有阪委員】 ご家族と一緒に実際に避難所に行けるかと言ったときに、東日本大震災の時にもご自宅で避難された方もいらっしゃいました。今回、協定福祉避難所というものを考えていった経緯としましては、障害をお持ちの方が、実際に指定避難所に行った時に、精神の方の作業、ほかの避難所とのやり取りが難しかった、知的の方がパニックになってしまい避難自体が難しかったというようなご意見がありまして、地域の全員の障害のある方の避難は難しいので、できる所からと言いついことで、事業所に通われている方に安心して避難できる環境を整えたいというところできた協定ですので、ご意見をいただけることは有り難いので、今後も課題について取り組んでまいります。

【清水委員】 協定福祉避難所が増えていくことは非常に良いことだと思ついます。それと共に、災害時に家を出ら

れないという人をどうするのかということも考えていかなければならないと思います。

【小松会長】障害者当事者として、災害時に不安を感じることに、このような支援があればという意見がございましたらお願いいたします。

【富川委員】災害での避難ということで、聴覚障害者の避難については、ほとんど家の中に籠っています。なぜなら、情報が無いということが一番であるからです。災害の時に、状況は分かりますが、周りの話が聞こえないので、どのように行動してよいか分かりません。スマホやアプリはあるけれど、通信が利用できなくなったらそれすら使えません。壁を感じるのと、どうしよう、怖いと思い、それなら家の中に居ようと思います。あとは、水の問題もあります。情報が無いので、水のもらい方が分かりません。小学校に行っても、どうやって水をもらうのかが分からないままずっと並びましたが、容器が無く、ペットボトルを取りに帰り、また並びましたが、すでにもらえる水はありませんでした。仕方ないと家に帰りました。災害の時は、とにかく情報がありません。字幕で表示してもらえれば、そういったものがあれば安心できます。若い人は、スマホやアプリで情報を得ることができますが、高齢者はそうはいきません。聴覚障害者の中では、課題を持って、市に相談や要望も出しています。まだ結果が出ていません。改善がほとんど無いなと感じています。少しずつでも進めてもらいたい、それが要望です。

【小松会長】障害者の家族として、災害時に不安を感じることに、このような支援があればという意見がございましたらお願いいたします。

【石津委員】皆さんと同じで、育成会は知的と身体の方がいて、私も家を出られませんでした。近所の人と仲良くしていても、災害の時は誰もが自分のことで精一杯ですよ。だから、助けてくださいとは言えず、それなら家に居ようかとなりました。協定福祉避難所ができることは、育成会には大人も子供もいるので、事業者が避難所として避難できることは安心できると思います。ただ、家を出られない障害者を災害時にどれだけ把握できるのかは育成会の中でも分からないのが現実で、行政や部会で考えてくれることで、一歩ずつ進んで行けると良いと思います。

【榎田委員】昨年、相談支援専門員の現任者研修の講義において、今後、防災と相談がこれから大きな関係を持つと言われていました。サービスを使うからこそその相談支援専門員と言われてしまうから、手帳のない人の相談はできないと思われがちです。そうではなくて、困ったことがあれば相談ができるのが窓口だと思います。県で推奨しているのが、相談支援専門員が、障害のある方たち一人一人について、どんな動きをするのかを把握し、その中で緊急事態が起きたときに、その方がどうしてほしいのか、自宅に居たいのか等、しっかりと把握すべきというものです。以前、相談支援部会でも精神の緊急事態に対するクライシスプランを一人一人のために作るべきという話があがっていたので、二つの部会で一緒に緊急事態に対するプランを検討し、自立支援協議会の中でそういったプランの使い方や作り方をしていくと、障害者のある方の何か困ったときに、何が一番困るのが分かり、超えていくことができると思います。そのためにも、部会、協議会、委員からの意見等が大事であると思います。相談支援専門員は、そういうところで関わることができると思います。

【有阪委員】ひたちなか市で作成している災害時の要支援者リストの現在の活用法、どういう方がどういう方法で入っているのですか。

【事務局】市生活安全課が、要支援者は、手上げ方式で申請をしていただいて、申請者が属する自治会（加入未加入関係無し）に申請者リストを渡しています。自治会で判断して、支援をする人を見つけるとい

う方式を取っております。こういった形で支援を行っているかは、自治会によって様々ではありますが、そういった形で活用がされていると聞いております。

【鹿志村委員】要支援者リストを自治会に委ねるということで、その後、活用に関する自治会での指針が無い現状で、実際は、リストを渡しているだけで実施していない自治会もあるということですか。

【事務局】基本的には、1人に対し2人の支援をする方を付けるというのが基本方針となっております。基本方針を忠実に実施している自治会もあると思いますが、全部均一に実施できているかとなるとそうではないと思います。地域差、自治会の差がありますし、自治会に加入していない人の申請があった場合どうするかということでも自治会間で差があるので、実情については、多少のバラつきはあると思います。

【鹿志村委員】基本方針に沿って具体的にやることのマニュアルはありますか。

【事務局】基本的な支援マニュアルはあります。要配慮者に対しては、災害発生時に安否確認をする等の基本的な事項項目について定められています。

【浅野委員】私は、自治会に少し関わっており、以前は、1人の要支援者に対して2人の協力者が付いていましたが、最近はそれすらなくなってしまい、ただ民生委員に要支援者リストが上がってきています。リストを点検していると、亡くなった方も入っており、その整理もしなくてはいけない状態です。協力者も高齢であり、1人の方には証明をもらってはいるけれど、必ずしも協力ができるわけではないので、民生委員も協力者として入って、結局、民生委員の調査をしながら、様子を見ながらやっております。今回の敬老についても、自治会を抜ける方がいるなどの問題が起きています。現在の自治会の状況で、災害の時に、本当に要支援者の支援ができるのかと感じております。

【小松会長】協定福祉避難所というものは通いなれた事業所に避難できるということはよいものだと思います。情報の問題、避難できない方の対応を今後の課題として少しでも改善できればと思いますのでよろしく願いいたします。以上をもちまして、すべての議事を終了いたします。

3 その他

【事務局】委員の皆様、本日の議事につきまして貴重なご意見をいただきありがとうございました。事務局からの連絡として2点ございます。次回、第2回自立支援協議会についてお知らせいたします。10月25日（水）午前10時から、ここ基幹相談支援センター研修室で開催いたします。次回協議会の議事として、地域生活支援拠点事業について、第7期ひたちなか市障害福祉計画の見直しについて、ご提案をさせていただく予定でございます。よろしく願いいたします。

4 閉会

以上